

「シルバーフレンドリーショップ」制度の導入について

1、シルバーフレンドリーショップ制度（会員優待割引制度）とは

公益社団法人近江八幡市シルバー人材センターの登録会員を対象とした制度で、「会員証」を提示するだけで提携しているお店や事業所で、商品の割引や景品の提供など様々な特典を受けることができる制度です。この制度を導入することにより、センター登録会員の福利厚生の実と会員拡大と併せ、**市内のお店の集客や売上の向上（市活性化への協力）**、公益社団法人近江八幡市シルバー人材センターの**普及啓発活動**につなげようとするものです。

2、利用対象者

公益社団法人近江八幡市シルバー人材センター登録会員

※可能であれば、県内の全センターや全国の全センター登録会員対象でも可

3、利用可能なお店

主に近江八幡市内で営業をされているお店や事業所で、趣旨にご賛同いただき、様々な特典（商品割引、景品の提供など）のご協力と承諾を得られたお店や事業所とする。

4、利用方法

各会員本人が直接協力店で「会員証」を提示し、特典（商品の割引、景品の提供など）を受ける。（お店、事業所によっては家族サービスや他のセンター会員でも特典が受けられる場合があるので、各お店等で確認していただき、利用いただく。）

5、その他

特典（割引等）の内容については、各お店、事業所ごとに異なるので、「協力店一覧」を作成し、**定期発行のシルバー会報誌「はつらつ」、当センターのHPや掲示板にて掲載し会員に周知する**。利用中に起きた事故については、当事者間で解決するものとし、公益社団法人近江八幡市シルバー人材センターは、その責任を一切負わないものとする（県内外の他シルバー人材センターとの情報共有等で生じた問題に関しても同じ）。

協力店様へ

【ご協力いただけるお店・事業所様へのメリット】

- ・当センターの入会者は、約600名。当センターで発行する広報誌やお知らせなどにお店のPRが可能。
- ・当センターのホームページや掲示板等に協力店様一覧を掲示・掲載するので、お店のPRが可能。(県内や全国の登録会員対象なら他センターのHP等にも紹介可能)
- ・こだわりの店内や商品の画像をHP上にリンクする事もできます！

【ご協力いただけるお店・事業所様へ】

- ・フレンドリーショップ制度の趣旨をご理解ご協力いただける店舗様は、
 - ① 別紙【シルバーフレンドリーショップ】協力店 申請用紙にご記入いただく。
 - ② ご記入いただいた後、近江八幡市シルバー人材センター事務局に返信するか、担当者まで連絡する。
 - ③ 近江八幡市シルバー人材センターにおいては、【協力店一覧】を作成し当センター登録会員に配布します。
 - ④ 当センターで作成した「協力店立て札」等をお渡しし、店内に設置していただく。



**シルバー
フレンドリー
ショップ
協力店**

シルバー人材センター会員の方は
会員証をご提示ください

お問い合わせ
新規会員
募集中

近江八幡市シルバー人材センター
0748-32-1155

【申込書補足説明】

- ・特典やPRなど途中で変更して頂いてOKです
- ・利用がグループの場合、特典対象範囲が「会員のみ」が対象なのか、「会員を含むグループ全員」が対象なのか明確にして下さい。
- ・県内外の他センターへの情報共有がOKの場合、申し込み用紙に記入して頂いた情報とHPに記載した情報を他センターへお渡し致します。(情報が独り歩きする可能性があります)

登録は全て無料です！